



## どんな人たちが配慮を必要としているの?



### 視覚障害のある人

視覚障害には、全盲、弱視、視野狭窄(見える範囲が限定されている)などがあります。また、視覚障害は視力だけでなく、視野(ものの見える範囲)、色覚(色の認識機能)、光覚(光の程度を感じる機能)の障害もあり、一人ひとりの見え方は様々です。



### 知的障害のある人

知的な発達に遅れがあり、意思交換(言葉を理解し気持ちを表現することなど)や日常的な事柄(お金の計算など)が苦手なために援助が必要な人といえます。



### 高次脳機能障害のある人

脳出血・脳梗塞・くも膜下出血などの頭部外傷や脳腫瘍の後遺症として発症することが多くあります。脳の全体的あるいは部分的な損傷に伴って発症します。その症状は脳損傷の程度によって様々ですが、記憶、注意などの認知機能の障害が見られます。



### 精神障害のある人

精神障害は、様々な精神疾患が原因となって起こります。主な精神疾患には、統合失調症、てんかん、気分障害(うつ病、そうちうつ病など)、精神作用物質による精神疾患などがあります。



### 内部障害のある人

内部障害には、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝機能障害があります。



### 難病に起因する障害のある人

難病とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を総称して用いられる言葉です。難病には多数の疾患があり、その症状、状態は個人個人により様々です。

## さらに詳しい情報はこちら

[障害者雇用リファレンスサービス]  
<http://www.ref.jeed.or.jp/>

[合理的配慮指針事例集](厚生労働省ホームページ内)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaishakouyou/shougaisha\\_h25/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakouyou/shougaisha_h25/index.html)

[高齢・障害・求職者雇用支援機構:障害者の雇用支援]  
<http://www.jeed.or.jp/disability/index.html>



### 肢体不自由のある人

肢体不自由には、上肢(腕や手指、肘関節など)の障害、下肢(股関節、膝関節など)の障害、体幹障害(座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと)、脳病変による運動機能障害(脳性まひ)などがあり、それらのいくつかを複合している場合もあります。



### 聴覚・言語障害のある人

聴覚障害は、聴覚に何らかの障害があるために全く聞こえないか、または聞こえにくいことを言います。コミュニケーションの手段としては、手話や筆談、口話(相手の口元を見て、内容を理解する方法)などがあり、人により様々です。



### 発達障害のある人

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する障害を有するものです。



共に、豊かに生きていく

障害のある人と一緒に働くために必要な配慮のインフォグラフィック

「合理的配慮指針事例集」の採用後の事例より

※各障害種別に共通した  
配慮事例は着色した帯と  
吹き出しで示しています。



業務指示の出し方や  
作業手順の示し方を  
工夫しましょう。



非常時の避難誘導役を  
決めましょう。



移動の支障とならないよう  
職場の環境を整備しましょう。



障害の特性を踏まえた  
配慮をしましょう。

### 障害のある人への配慮

・感覚過敏を緩和するため、  
サングラスの着用や耳栓の  
使用を認めましょう。

・集中力やモチベーションを  
維持するため、作業しやすい  
環境整備のために工夫しましょう。  
・作業スケジュールを明確にし、  
業務指示を具体的かつ簡潔に  
出すようにしましょう。

・習熟度に合わせて、業務量を増やしたり、  
徐々に複雑な業務を担当してもらいましょう。

・図等を活用した業務マニュアルを  
作成するなどしましょう。

・できるだけ具体的かつ簡潔に  
業務指示を出すようにしましょう。



### 一人一人にあなたの 心づかいを

・電話対応については  
考慮しましょう。

・危険箇所や危険の発生等を  
視覚で確認できるように  
しましょう。

・手話、筆談、メールなどを  
活用してコミュニケーションの  
取り方を工夫しましょう。

・新しいことを覚えることや  
同時に複数の作業をこなすことが  
困難な場合は、仕事内容を  
メモにする、一つずつ業務指示を行  
う、写真や図を多用して作業  
手順を示しましょう。

・記憶・空間把握能力に障害の  
ある場合は、職務内容や周囲の  
環境を工夫しましょう。

・持ち時間ができた際に  
できる仕事を用意しておき、  
仕事が途切れるストレスが  
かかるないようにしましょう。

・本人に相談した上で、  
てんかんの発作が起きた  
ときの対処法を予め  
従業員間で共有し、  
対応できるようにしましょう。

・できるだけ静かな場所で  
休憩できるようにしましょう。

業務指導や相談に関し、  
担当者を定めましょう。



プライバシーに配慮しながら  
障害の内容や必要な配慮に  
について理解しましょう。



出退勤時刻・休憩・  
休暇に関し、通院や体調に  
配慮しましょう。



負担の程度に応じて、  
業務量等を調整しましょう。

担当窓口

※ここに記載された配慮の内容はあくまで例です。

必要な配慮の内容は、障害者一人ひとりによって異なることに注意しましょう。